

平成23年(お)第6号 再審請求事件

東京高等裁判所 第4刑事部 御中

平成25年9月20日

再審請求理由補充意見書(1)・匿名版

(証言者は匿名としアルファベット表記にしています)

請求人 竹内氏の長男

上記請求人の電車転覆致死等被告事件に対する再審請求事件について、弁護人らは、次のとおり再審請求理由を補充する。

主任弁護人 野 嶋 真 人

弁護人 高見澤 昭 治

同 米 倉 勉

同 中 村 忠 史

同 佃 克 彦

目 次

第1	証拠開示について	3頁
第2	証拠の新規性について	6頁
第3	第2車両のパンタグラフ関係	8頁
第4	M 目撃証言関係	21頁
第5	自白の任意性関係	25頁
第6	自白の信用性について（自白と他の証拠との矛盾）	36頁
第7	停電の時間に関する竹内の供述内容	41頁
第8	事故発生時に「手ブレーキ」がかけられていなかったこと	47頁
第9	結論	49頁

第1 証拠開示について

1 検察官の主張

検察官は、平成25年1月11日付意見書（以下「検察官意見書」という。）において、「検察官は、裁判所の意向も踏まえつつ、『新証拠』の新規性及び明白性を判断する上で関連性・必要性があり、かつ開示による弊害のないことなど相当性も認められる場合に、裁判所への証拠提出に応じ、その審理に協力するという姿勢をとってきた。」（4頁）と主張する。

そして弁護人が提出した新証拠について個別に検討して、「新証拠は提出されていないに等しい」（14頁）、「明白性が認められないことは明らかである。」（15頁）、「新規性及び明白性を欠くことは明らかである。」（20頁）、「およそ新規性・明白性を兼ねそろえたものと評価し得ないことは、もはや多言を要しない。」（25頁）等と個別の新証拠について明白性の有無を論じて、弁護人が求めている証拠開示に応じることができないと結論づけている。

そして弁護人が直接関連する新証拠を提出していない論点については、その論点と関連する証拠の開示に一切応じないと主張している。

2 明白性判断が個別の新証拠の問題ではないこと

しかしながら証拠の明白性は個別の新証拠について、明白性が認められるとか、認められないというような、個別の新証拠ごとに判断する問題ではない。

白鳥決定（最高裁第一小法廷昭和50年5月20日決定、判例時報776号24頁）は、証拠の明白性判断方法について次のとおり判示している。

「無罪を言い渡すべき明らかな証拠とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきである。」

「右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかという観点から、当の証拠と他の全証拠

とを総合的に評価して判断すべきである。」

上記のとおり、「明らかな証拠であるかどうかは」「当の証拠と他の全証拠とを総合的に評価して判断すべき」であり、新証拠について明白性が認められるかどうかについて、その新証拠のみに基づいて判断するのではなく、全ての新証拠と全ての旧証拠を総合的に評価して、「確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性」があるかどうか判断することが必要である。

その結果、確定判決における事実認定につき合理的な疑いが生じるということになれば、判断に供された全ての新証拠について明白性が認められることになるのである。

したがって個別の新証拠ごとに明白性が認められるかどうかを判断する上記検察官の判断方法は誤りである。

3 明白性の判断にとって有用な証拠の開示について

明白性の判断は新旧全証拠を総合評価して、全体について1回、判断すべきであるから、個別の新証拠と直接関連性がない論点であっても、証拠を開示することによって、明白性の判断に資する場合、すなわち、新旧全証拠を総合評価して、確定判決の事実認定について合理的疑いが生じるかどうかを判断するにあたって有用な証拠であれば、かかる証拠は開示されるべきである。

したがって、「『新証拠』の新規性及び明白性を判断する上で関連性・必要性があり、かつ開示による弊害のないことなど相当性も認められる場合に、裁判所への証拠提出に応じ、その審理に協力するという姿勢をとってきた。」という検察官の主張を前提とするならば、新証拠が提出されているかどうかとか、新証拠と直接関連する論点かどうかにかかわらず、確定判決の事実認定について合理的疑いが生じるかどうかを判断する上で有用な証拠であれば、明白性を判断する上で関連性・必要性が認められるから、かかる証拠は開示されるべきである。

4 開示による弊害について

検察官が主張する「開示による弊害のないことなど相当性も認められる場合に」と

いう点については、本件が事件発生から既に64年が経過して、多くの関係者が死亡している現在において、偽証教唆、証拠隠滅、プライバシー侵害などの開示の弊害がないことは明らかであるから、相当性を満たすことは言うまでもない。

5 まとめ

以上のとおり、検察官は、確定判決の事実認定について合理的疑いが生じるかどうかを判断する上で有用な全ての証拠について、証拠開示に応じるべきである。

第2 証拠の新規性について

1 新規性について検察官の誤った見解

検察官は、前記検察官意見書において、弁護人らが提出した各証拠の新規性について、これを欠くとか、新規性が認められないかのような主張をしているが、これは証拠の新規性について誤った見解に立つものである。

2 証拠の新規性の定義

証拠の新規性とは裁判所における証拠の未判断資料性であり、新証拠とは、裁判所がそれにつき実質的な証拠価値の判断を経していない証拠のことであるところ（布川事件東京高裁平成20年7月14日即時抗告審決定、榎井村事件高松高裁決定平成5年11月1日判例時報1509号146頁）、この定義は今日の通説である（大コンメンタール刑事訴訟法第7巻、39、40頁、編者藤永幸治、川上和雄、中山善房、青林書院、平成12年2月初版第1刷）。

3 布川事件の即時抗告審決定と最高裁決定

(1) 布川事件の東京高裁平成20年7月14日即時抗告審決定は、証拠の新規性について次の様に判断を示した。

「原決定が、証拠の新規性について、刑訴法435条6号にいう『あらたに発見したとき』とは証拠の未判断資料性（裁判所の実質的な証拠価値の判断を経していない証拠であるということ）を意味するものと解するのが相当であるとした上、それに基づき、前記の各証拠につき、新規性を認めたことも、新証拠102、103に対する判断を除いて正当というべきである。検察官の諸論は、前記各証拠それぞれについて新規性に疑問がある旨種々主張するが、新証拠102、103に関する主張を除いて採用できない。同所論は、新規性の判断に際し、『確定判決の認定事実と異なる判断を導くことができる証拠』という要件を設定するのであるが、新規性と明白性の判断を混同するものであり賛同できない。」

なお新証拠102、103とは、取調の録音テープが既に確定審の段階で取り調べ

られていたところ、その取調済みの録音テープの反訳文を作成しただけの報告書であり、その内容に違いがないことから実質的に同じ証拠と見て、新規性を否定したものである。

(2) 布川事件における最高裁決定の判断

次に布川事件の上記即時抗告審決定に対して検察官が特別抗告を申立てたが、平成21年12月14日最高裁第二小法廷は、次のように判示して検察官の特別抗告申立てを棄却した。

「本件各抗告の趣意のうち、諸論引用の証拠の新規性に関する判例違反の主張は事案を異にする判例を引用するもので、本件に適切でなく、その余は判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いずれも刑訴法432条の抗告理由にあたらぬ。

なお記録によれば、諸論引用の証拠の新規性及び明白性を認めて本件各再審請求をいずれも認容すべきものとした原原決定を正当とした原判断に誤りがあるとは認められない。」

したがって上記最高裁決定によって、東京高裁平成20年7月14日即時抗告審決定の証拠の新規性に対する判断が正当なものと認められたこと、証拠の新規性とは証拠の未判断資料性であることが最高裁の決定によって確定したことが明らかである。

4 弁護人らが再審請求書に添付した新証拠は全て、確定審の裁判所において未判断の証拠であり、証拠の新規性が認められることは明らかである。

第3 第2車両のパンタグラフ関係

1 第2車両のパンタグラフの上げ紐について

(1) 検察官の主張

検察官は、検察官意見書において、平成24年8月22日付け磯山検事ら作成の検証調書（以下「検証調書」という。）の第2車両に関する「パンタグラフ用上げ紐」の項に、「紐の輪金が背部の掛金に掛けたままで天井から右掛け金までの紐にたるみはない。」と記されていること、国家地方警察東京都本部鑑識課が作成した「三鷹事件臨場記録」3頁の第2車両に関する部分に「第2車輛 パンタグラフは上がって居るが運転室内の上げ紐は緊縛されて上げた形跡は認められず」等と記載され、その上げ紐の写真（番号48）によれば、パンタグラフの上げ紐は、たるまないように輪にした上で壁面のフックに引っかけてあり、およそ使用していないことが一目瞭然の状況にあることから、弁護人が主張するように、共犯者がいてその者が第2車両のパンタグラフを上げたのなら、その共犯者は、パンタグラフの紐を引いた後、また紐を元通りに輪にしてフックに引っかけて元通りにしたことになるが、犯行後逃走を急ぐものがあるような行為に出るなど、およそ考え難いと主張している（検察官意見書9、10頁）。

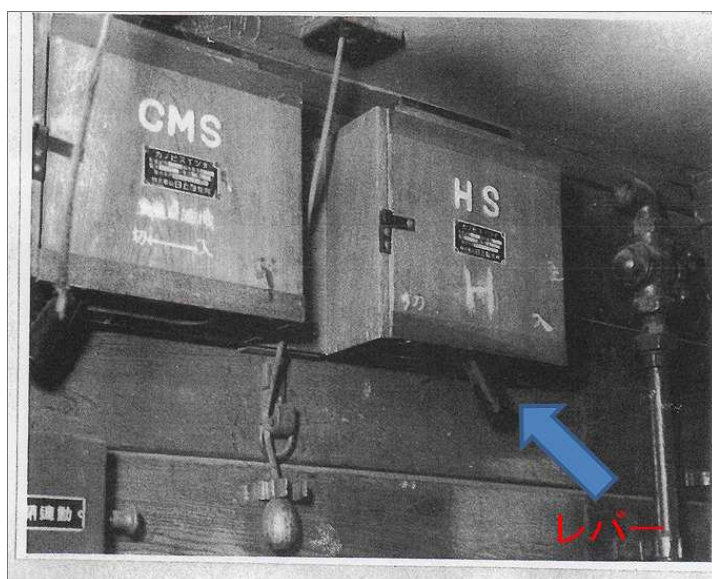
(2) 曾根意見書

しかしながら曾根教授は平成25年5月29日付三鷹事件意見書（以下「曾根意見書」という。）において、次のとおり反対意見を述べている。

（以下曾根意見書の引用）

検察官意見書9頁の「紐の輪金が背部の掛金に掛けたままで天井から右掛け金までの紐にたるみはない」や「三鷹事件臨場記録」の上げ紐の写真（番号48）は、上げ紐が引かれた様子がないことを意味しない。

つまり、運転室の天井から掛け金までの途中の紐を掛け金に掛かったままの状態一旦引いて手を離せば、パンタグラフを上昇させることができ、その後は上げ紐の写真（番号48）の状態になるから、同意見書10頁の『パンタグラフの紐を引いた後、また紐を元通りに輪にしてフックに引っかけて元通りにしたことになる』は根拠を失う。



上記上げ紐の写真(番号48)によれば、このような方法で紐を引くことが十分に可能な高さにある。つまり、紐の右にあるHS(高速度遮断器)の入り切りを行うレバーと同程度の高さでこれを行うことができ、写真の右端にある車掌弁を動作させた後に非常ブレーキを緩解・復位させるために操作する位置(写真右上部の弁)よりは明らかに低い位置にある。

上げ紐の途中の部分引いてパンタグラフを上げることは物理的に可能なだけでなく、私は、実際にそのような方法でパンタグラフを上げていた運転士が多くいることを経験的に知っている。

なお、紐を輪に結んであることと、引き手握り部を壁に掛け金で固定してあることとの理由は、紐が天井から垂下したままで電車が走行すると引き手握り部が揺れて壁にぶつかってやかましくなること及び、通路の移動に邪魔になることを防ぐ目的からである。

(曾根意見書引用終わり)

以上のとおり、上げ紐をフックに引っ掛けたまま、紐の途中を手で引っ張って、パンタグラフを上げることが可能であり、実際にそのような方法でパンタグラフを上げていた運転士が多くいたのであるから、共犯者がパンタグラフの上げ紐を使用した形跡がないことは一目瞭然であるという検察官の主張が失当であることは明らかである。

2 第2車両のパンタグラフの破損が軽微であったこと

(1) 検察官の主張

検察官は、A が、公判において、第1車両のパンタグラフが大破損していた状況を述べた後、第2車両のパンタグラフが上昇した理由について、「何ものか空中のものがあの摺板体に軽い衝撃を受けて、そのはずみにバネが外れて上昇したものであると、結論はそういう考えをもっております。」と述べ、「その根拠は」と聞かれて、「あれだけ大破壊して、若し上がっておったとすれば大破すべきが当然でありまして」と述べていることについて、検察官意見書9頁で「同証人は、第1車両のパンタグラフの損傷状況と対比して、第2車両のパンタグラフの損傷は、それは三鷹駅に激突する前には上昇していたとは考えられないと論理的に説明しており、その証言内容は極めて合理的である。」と述べている。

即ち検察官は、第1車両と対比して、第2車両のパンタグラフが大破せず、その破損が軽微であることから、第2車両のパンタグラフが衝突する前に上昇していたとは考えられないと主張している。

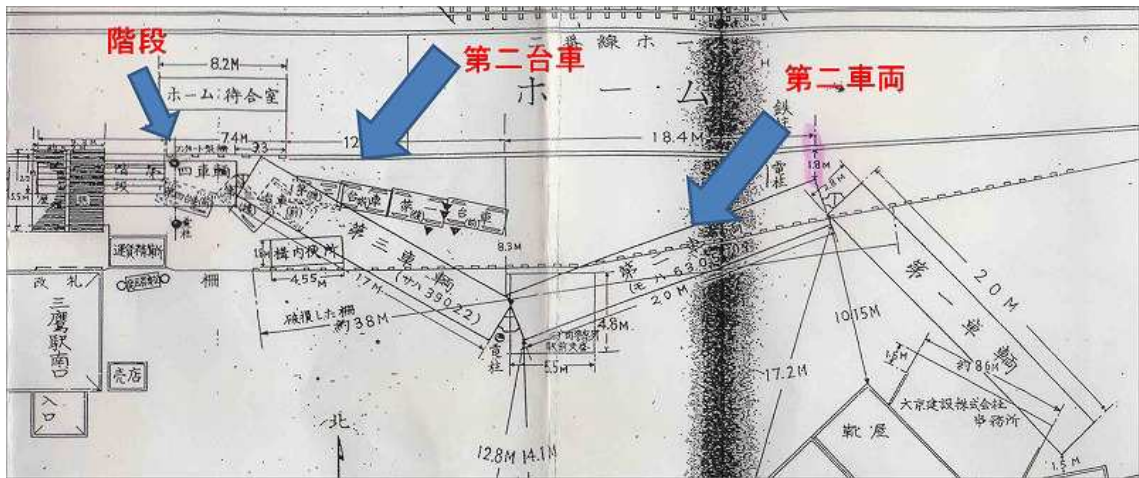
(2) 曾根意見書

しかしながら曾根教授は、次のとおり反対意見を述べている。

(以下曾根意見書の引用)

第2車両のパンタグラフの破損が軽微なことを理由に、衝突する前から上昇していたことを否定することはできない。

A氏が第1車両のパンタグラフが破損した理由として推定しているように階段などの構造物に直接パンタグラフが衝突したり、ビームのように質量の大きいものが第2車両のパンタグラフに直接衝突すれば、パンタグラフは大きく破損するので、第2車両のパンタグラフのような程度の破損では説明がつかないことは、そのとおりである。



しかし第1車両が車止めに衝突して脱線し、その直後に階段などの構造物が第1車両のパンタグラフに衝突したとしても、第1車両、第2車両共に、各車両の車体が各車両の台車から外れてレールのない部分を走行したのであるから（検証調書添付第三図、脱線車両付近平面図）、第2車両のパンタグラフが第1車両のそれと同じ軌跡を辿って階段等の構造物に衝突したと考える必要はない。

すなわち第2車両の破損が軽微なことから、第2車両のパンタグラフが衝突前から上がっていたかどうか判断することはできない。

（曾根意見書の引用終わり）

曾根教授が述べるとおり、各車両は台車から外れて、進行方向右側にずれているから、第1車両が車止めに衝突して脱線し、その直後に階段などの構造物が第1車両のパンタグラフに衝突したとしても、第2車両が台車から外れて右側にずれていれば、第2車両のパンタグラフが階段などの構造物に衝突しないことは十分に考えられるのである。

3 船板の変形が生じる力の方向

(1) 検察官の主張

曾根教授が三鷹事件鑑定書において、第2車両のパンタグラフの舟体の変形や摺板体の脱落が生じた理由について、「パンタグラフが上昇している状態であれば、破損した電柱や電線の部品等、質量の小さいものが下から上方向にパンタグラフの舟体に衝

突し、写真10のような変形や脱落が生じることは十分に考えられる。」(5頁)と述べたことについて、検察官は、検察官意見書で、第2車両のパンタグラフの舟体の変形理由の説明について「上向きの力が働いた場合のみならず、両脇に下向きの力が働いたり、両端から内側への力が働いた場合にも、中央部分の凸損が生じ得ることは自明の理である」(11頁)と主張している。

(2) 曾根意見書

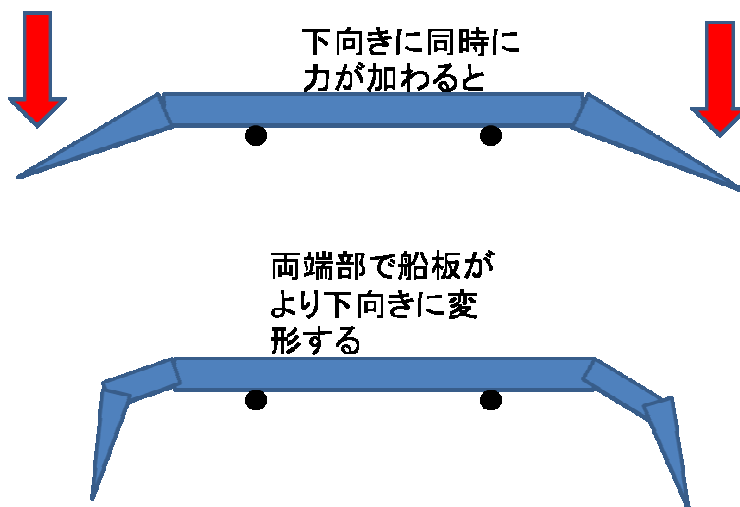
しかしながら曾根教授は、次のとおり反対意見を述べている。

(以下曾根意見書の引用)

上記見解(検察官の主張)は、以下の理由で全く説得力を持たない。上記の見解には①左右に同時にほぼ同じ力が加わること、及び②次頁の図の●印の支持点十分に強固な支点であること、の実際のパンタグラフにはおよそありそうもない2条件が必要である。具体的には以下の理由で説得力を持たない。

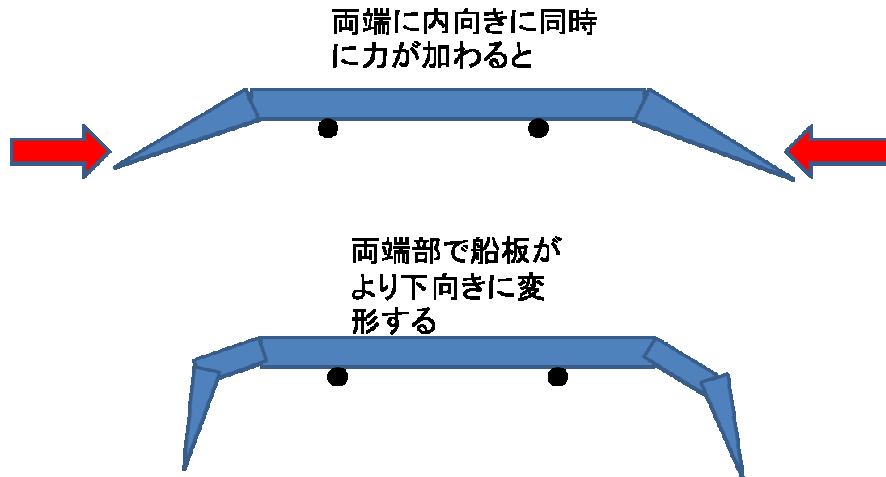
理由1：中央に力を受ける場合は中央1箇所への力でよいのに対して、両脇または両端に力が働く場合は、前提として同時に同程度の力を受けることが必要であるが、両脇または両端に同時に同程度の力が生じるような原因は想像できない。

理由2：仮に同時にほぼ同じ強さの下向きまたは内向きの力を加えたとすれば、中央部に見られるような変形ではなく、両端部での舟体の下向きの形状がより下向きに小さな曲率半径での形状に変化することになると考えられる。



上図は、舟体の両脇に下向きに力が同時に加わった場合のイメージ図である

が、両端部で舟体がより下向きに変形すると考えられる。



上図は、舟体の両端に内向きに同時に力が加わった場合のイメージ図であるが、同じように両端部で舟体がより下向きに変形すると考えられる。

第2車両のパンタグラフの舟体の両端部には上記のような変形がなく、両端に舟体を変形させるほどの力を受けた形跡も報告されていないのであるから、検察官の主張が正しくないことは明白である。

(曾根意見書の引用終わり)

以上のとおり、「両脇に下向きの力が働いたり、両端から内側への力が働いた場合にも、中央部分の凸損が生じ得ることは自明の理である」という検察官の主張は、① 両脇または両端に同程度の力が加わる原因は想像できないこと、② 仮に両脇または両端に同程度の力が加わったとすると、中央部に見られるような変形ではなく、両端部での舟体の下向きの形状がより下向きに小さな曲率半径での形状に変化することになると考えられることから、検察官の主張するような方向の力が加わったとすると本件パンタグラフの変形とは客観的な形状が異なることが明らかであり、検察官の主張は否定されるべきである。

4 衝突の衝撃により第2車両のパンタグラフが上がり、その後の衝突等によって損傷が発生した可能性について

(1) 検察官の主張

検察官は、本件車両が停止に至るまでに何度も衝撃を受けたことが明らかであり、その中の一つの衝撃によりパンタグラフが上がり、その後の衝突等によって本件パンタグラフの損傷が発生した可能性も十分にあり得ると主張する(検察官意見書11頁)。

(2) 曾根意見書

しかしながら曾根教授は、要旨、次のとおり反対意見を述べている。

検証調書によれば、第1車両の台車が車止めに破壊し、その直後に第1車両の車体が電柱11号をなぎ倒したと考えられる。天井管はクラッチから容易には外れない構造になっているので、天井管がクラッチから外れるとすると、パンタグラフに大きな衝撃が加わる必要がある。そのような大きな衝撃としては、第2車両の台車が車止めに激突もしくは先行した台車(注・台車は各車両の前と後ろに2つ存在していて、先行した台車とは第1車両の後ろの台車のこと)に激突した場合が考えられる。

したがってもし第2車両の台車が車止めに衝突もしくは先行した台車に衝突して大きな衝撃を受けたとすると、降下していた第2車両のパンタグラフの天井管がクラッチから外れることは考えられる。

しかしその場合は、天井管がクラッチから外れてから、パンタグラフが上昇するまでの時間的経緯の説明が困難である。

例えば、第2車両の前の台車が車止めに激突したことによって、天井管がクラッチから外れてパンタグラフが上昇を開始したとすると、車止めから電柱11号まで約10m、暴走した電車の速度は秒速15m(時速54キロ)以上と推定されているから、車止めから電柱11号まで約0.7秒しかかからず、一方パンタグラフが上昇に要する時間は約2秒であるから、第2車両のパンタグラフが電柱11号の位置を通過した時点で、まだ第2車両のパンタグラフは上がりきっていない状態であり、この状況ではパンタグラフの前側舟体に下から上方向に力が加わるような小衝突は想定し難い。

なお第2車両の台車が先行した台車(第1車両の後ろの台車)に衝突した場合の位置関係は曾根意見書において明らかでないが、上記の場合との違いは僅かであり、第2車両のパンタグラフが上がりきっていない状態であるという点は異ならないと考え

られる。

5 第2車両のパンタグラフが上がっていたとすると、ビーム、架線によって大きく破損している可能性が高いという主張について

(1) 検察官の主張

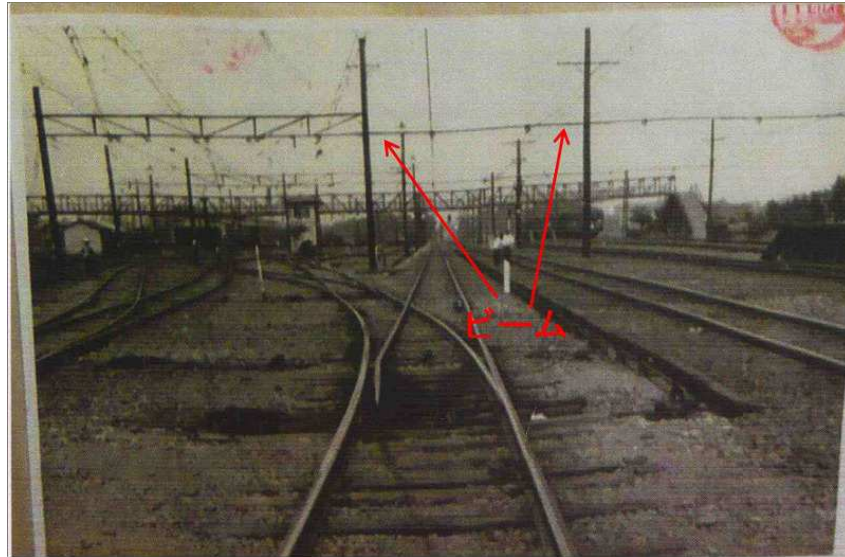
検察官は、平成24年5月9日付け元金沢工業大学工学部教授永瀬和彦氏からの意見聴取報告書を引用して、「第1車両がこれら電柱（弁護人注、本11号）をなぎ倒したと考えた場合、その後方の第2車両のパンタグラフが上昇していたと仮定すると、第2車両のパンタグラフは屋根上に落下したビーム及び架線などで、パンタグラフがもっと大きく破損している可能性は高いと考えられます。」「電柱のビーム等が第2車両の屋根の上を通過していたはずであるから、もし同車両のパンタグラフが上昇していたなら、上記写真で見られるような程度の損傷で済むはずがない」「これらの状況を総合的に判断した場合は、第2車両のパンタグラフは発進時には上昇していなく、車両が脱線時の大きな衝撃で、電柱本11号が倒れ、本電柱と副11号の2本の電柱に支持されていたビームが落下してパンタグラフに当たり、パンタグラフのクラッチから天井管が外れパンタグラフが上昇したと考える方が自然であると思います。」「これは、本件直後に調査をした前記 A の証言とも一致する見方であり、その双方の信用性を高め合うものである。」（検察官意見書11～12頁）と主張する。

(2) ベンチレーターが破壊されていないこと

しかしながら曾根教授は、次のとおり反対意見を述べている。

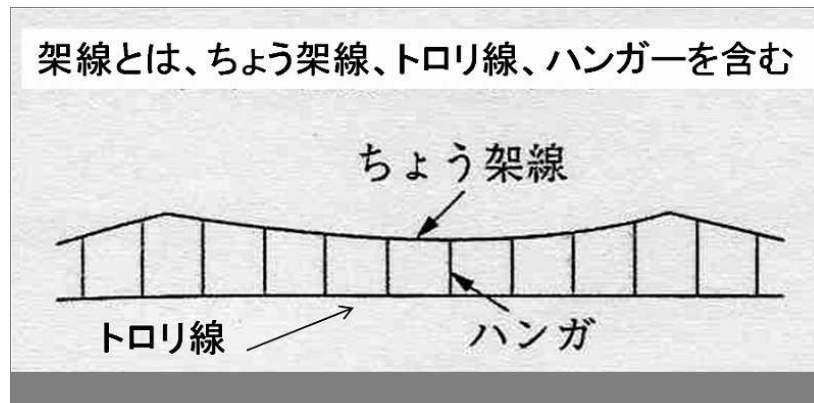
（以下曾根意見書の引用）

第1車両によって電柱がなぎ倒されたとしてもその段階で、ビームがどのような状況になったかは分からない。



(検証調書添付写真49)

ビームとは、線路をまたいで電柱と電柱をつなぎ（電柱に支持されている）、架線を吊る鉄製の構造物である。



架線とは、電車が通る空間の上部に張られ、パンタグラフが直接接触して集電するトロリ線とこれを吊っている吊（ちょう）架線等からなっている。

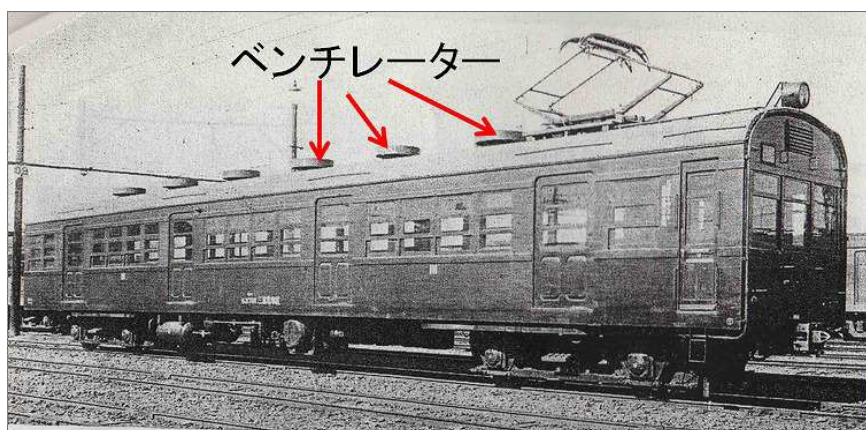
第2車両のパンタグラフが電柱本11号と副11号で支持されていたビームの地点を通過した段階で既にビームが屋根上に落下していなかったとすればパンタグラフが大きく破壊されることはない。



(検証調書添付写真第21)

検証調書添付写真第21によると、電柱本11号と副11号により支持されていたビームは、第4車両の屋根上に落下している。

もしこのビームが第2車両のパンタグラフが通過した時点で落下していたとすると、第2車両のパンタグラフを大きく破壊するだけではなく、第2車両や第3車両の屋根の上にあるベンチレーター等を大きく破損しているはずであるし、写真21のように第4車両の上に乗っているのも不自然である。



(63型中期の写真)

しかし検証調書や添付写真によればベンチレーターが破損していなかったこと

は明らかである。

つまり、ベンチレーターを破壊することなく第4車両前部にビームが乗っていることは、ビームが落下したのは、第三車両がビームの下を通過した後と考えるべきである。

(曾根意見書の引用終わり)

以上のとおり、第4車両の屋根上に落下したビームが存在していて、第2車両や第3車両の屋根上のベンチレーターが破壊されていないことからすると、ビームが落下したのは、第三車両がビームの下を通過した後と考えるべきである。ビームの落下が、第2車両のパンタグラフの上昇と無関係であることは明らかである。

(3) ビームの重量が重いこと

加えて曾根教授は、「電柱本11号と副11号の間の距離は検証調書第3図によると、約5.5mあり、ビームはこの間をつないでいる鉄製の構造物であるから、ビームの重量は相当に重い。従ってビームのように重量のある物体が落下してパンタグラフ（下がっている状態）に直接衝突した場合、パンタグラフは大きく破壊される。第2車両のパンタグラフの前側舟体の破壊の程度及び変形形状とは様相が全く異なっている。したがってビームが落下して第2車両のパンタグラフに当たったとすると、パンタグラフの破損状況と明らかに矛盾することになる。」と意見を述べている。

したがって「ビームが落下してパンタグラフに当たり、パンタグラフのクラッチから天井管が外れパンタグラフが上昇したと考える方が自然であると思います。」という前記永瀬氏や検察官の主張が誤っていることは明らかである。

6 工進精工所理事からの報告書について

(1) 工進精工所理事からの報告書に記された見解

平成24年5月14日付株式会社 工進精工所理事からの意見聴取報告書（以下「工進精工所理事からの報告書」という。）には、次のように記されている。

①「舟体は、鞆の部分が中央からめくれるように変形していますが、この変形から考えると、物体が舟体の前方から後方に向かって衝突して負荷がかかって変形したと考

えられます。パンタグラフが降下している状態で、何れかの物体が衝突し舟体に変形した可能性があると思います。」

②「もしパンタグラフが上昇した状態で何れかの物体により衝撃を受ければ、片方だけの舟体が破損するのではなく両方とも破損している場合が多く、第1車両のパンタグラフのように大破すると思う。」

③「天井管が前方から後方に向かって若干曲がっていると聞きましたが、天井管が曲がっているのであれば、降下している状態で衝撃を受け、天井管がクラッチから外れ上昇した可能性があると思います。」

以下この①～③の見解について検討する。

(2) ①について

曾根教授は、「この見解では『前方から後方に向かって衝突』は説明できても、中央部で下方から上方への力を受けたと見られる変形を説明できていない。」と述べている。

中央部で下方から上方への力を受けたと見られる変形が存在する以上、パンタグラフが降下している状態で、船板が変形した可能性は否定される。

(3) ②について、

曾根教授は、「『何れかの物体』として質量の大きい物体を暗に想定していると思われる。軽くブラブラした物体を想定すれば、片方(前)だけの変形が考えられる。」と述べている。

曾根教授は、「電車線(トロリ線または吊架線)が断線してブラブラしている状態で上昇していたパンタグラフの舟体に衝撃した、と考えるのが舟体の変形(中央部に前方下側からの力を受けたと見られる変形が見られる)、摺板の脱落状況の説明としてももっとも自然と推定している。」と述べているところ、このような衝撃であれば船板の片方(前)だけの変形が合理的に考えられることは明らかである。

(4) ③について

東京鉄道局の昭和24年8月19日作成事故調査報告書7頁には第2車両のパンタグラフについて、「唯僅かにNO.1摺板体前面に小打撃の跡があり、このためクラッ

チ棒を僅かに 7/16 浅川方に押圧しているため正常な上昇降下の運動が出来なくなっている。」と記されているが、その写真や図はなく、天井管の変形が生じているのかどうか、生じているとして、その位置はどこなのか不明である。

曾根教授は、「舟体にもその下に通常なら隠れている天井管にもブラブラしている電線が同時に衝突する可能性はあると思われる。ぶら下がっている電線に上昇して進行中のパンタグラフが衝撃した場合、まず舟体に衝撃して舟体を変形させるとともに、電線の舟体への衝撃部分の直下の部分が後方に曲がり、天井管にも衝撃すれば、上向きの力で舟体を変形させつつ、天井管を後方に曲げることもあると考えられ、この場合の天井管への変形を与える位置も舟体の変形位置とほぼ同じになるから、中央にあるクラッチの位置に近い位置になる。」と意見を述べている。

従ってパンタグラフが上がった状態で、断線してブラブラしている電車線などの衝撃を受けたとすると、その時に上向きの力で船板を変形させつつ、同時に天井管を後方に曲げることも考えられるのであり、天井管が変形していることは、パンタグラフが上がった状態で衝撃を受けたことを否定するものではない。

7 まとめ

以上のとおり、第2車両のパンタグラフの船板の変形が生じた原因について、電車が進行中、電車線(トロリ線または吊架線)が断線してブラブラしている状態で、上昇していたパンタグラフの舟体に衝撃したと推定する曾根教授の見解が正当であることは明らかである。

したがって電車が暴走する前に、犯人が第2車両に入ってパンタグラフを上げる操作をしたものと考えざるを得ないのであって、これは単独犯では不可能である。

したがって曾根意見書によって、竹内の単独犯行で、竹内が第1車両の運転室で第1車両のパンタグラフだけを上げて電車を暴走させたという本件自白の信用性が根本から否定されると言うべきである。

第4 M 目撃証言関係

1 検察官意見書「第4 M 目撃証言関係」2 (13~14頁) に対して

(1) 同(1)に対して

弁護人は、M 証言の信用性を減殺する新証拠として B 作成の「聴取書」と題する書面を提出した。

ア 同証拠について検察官はここで、「聴取書」と題しながら聴取者の署名も記名もないと述べ、あたかもそれが問題であるかの如く言う。

たしかに同書証は誰かが B の供述を聞き取った体裁になっている。

しかし同書証の末尾には B がその内容に間違いがないことを確認して署名捺印をしているのであり、とすると、録取者が誰であるかは、同書証の信用性を吟味する上で何ら問題ではない。

よって検察官の前記論難は何ら有効ではない。

イ 次に検察官は、「誰が」「いかなる経緯で」作成したものであるか不明であるという。

しかし、「誰が」の点についていえば、アで述べたとおり、同書証には B の署名捺印があるのであるから同書証は B が作成したものといえるのであって、同書証には何ら不審なところはない。

また「いかなる経緯で」という点については、文理上、竹内の冤罪の惨禍を看過できなくなった B がようやく口を開いたという経緯であることは明らかであり、これもまた同書証に何ら不審なところはない。

ウ 更に検察官は、事件から7年近く経っていて供述の出方が極めて不自然だというが、これに対する反論はイで述べたところと同様である。

事件から7年経って竹内の冤罪の惨禍を見かねた B が自己の経験をようやく語ったということであってその点に何ら不審はない。

(2) 同(2)に対して

続いて検察官は、B の「聴取書」の内容についても縷々述べるが、いずれも失当である。

ア まず検察官は、M が目撃供述を警察に強要されたというストーリーは、M が目撃当夜に「竹内と会った」と叔父に証言していることと整合しないという。つまり、叔父に確認すればすぐに露見するような虚偽は述べないはずだというのである。

しかし、M の供述が警察の働きかけによって生じた可能性があるのであれば、その叔父にも働きかけがなされた可能性は否定できない。検察官はそのようなことが「およそ現実的に考えられるものではない」というが、それは単に自己の希望的な主観を述べるものでしかない。

イ 次に検察官は、「うるさいから田舎に帰る」というくだりにつき、帰京後に検察官の取調べに応じていたことに反するという。

しかし帰京後にも取調べを受けたという事実は単に、“せつかく田舎に帰ったにも拘わらず捜査機関に追いかけて取調べを受けさせられた” というだけのことであり、B の「聴取書」の記載と帰京後にも取調べを受けたという事実との間には何ら矛盾はない。

ウ 続いて検察官は、「お前が犯人だ」と B が言われたというくだりにつき「唐突」で「信用性が極めて乏しい」という。

しかしこれは、犯人の割り出しに躍起になっている捜査機関が、取調べの対象者から供述を引き出すためにどのようなことを言うかの問題である。取調べにあたる捜査官の発言にはたしてどの程度の節度があるのか甚だ心許ないといわざるを得ず、いかなることを言ったかについてはあらゆる可能性が考えられるのであって、「お前だって疑われている」という程度の“犯人扱い”の発言がなかったと断言できる根拠は全くないはずである。

よって検察官のこの主張も、単に自己の希望的な主観を述べているに過ぎないといわざるを得ない。

(3) 同(3)に対して

ここで検察官は、その前の(2)における自身の主張を前提として、B の「聴取書」は作成経過が明らかでなく信用性もないとし、第一次再審請求審の裁判所も新規性・明白性があるとは判断していなかった筈だと勝手に述べている。

しかしこれは検察官の独自の主張を前提としたものに過ぎない。

検察官の主張に対しては前項で逐一反論した通りであり、Bの「聴取書」については何ら不審な点はないし、信用性がないとする検察官の主張にも理由はない。

なお検察官は、Bの「聴取書」が第1次再審請求審でも提出されているというが、第1次再審請求審は昭和42年1月18日の竹内の死亡により当然に終了して（東京高決1967（昭和42）年6月7日・下級裁判所刑事裁判例集9巻6号815頁）裁判所の判断がなされているわけではないので、Bの「聴取書」が第1次再審請求審で提出されていたとしても、何ら同証拠の新規性は失われない。

2 同3（14頁）に対して

ここで検察官は、Mの目撃の環境等を問題とする弁護人の主張につき、「『新証拠』を伴わない審理の蒸し返し」だという。

しかしこれは、Bの「聴取書」に対する自身の主張を前提としたものに過ぎない。Bの「聴取書」が新証拠として何ら疑義のないものであることは1で縷々反論した通りである。

そして再審請求審は、新旧証拠を全面的に再評価してなされるものなのであって、確定審ですでにMの目撃の環境等が意識されていたからといって再審請求審においてその問題を取り上げることができないわけではない。

よって検察官の前記主張には理由がない。

なお、本年3月15日付けで検察官から証拠提出されたM供述によれば、Mの当初の供述として1949（昭和24）年7月28日付け「答申書」があり（提出証拠番号20）、その内容は、事件日である7月15日の自身の行動について“被告人である田代勇ほかと吉祥寺駅にプラカードを運搬した”旨の説明をしているものであるが、かかる供述の記録は、この当時M自身も列車暴走事故の犯人として疑われていたことを窺わせるのであり、“竹内を見た”旨の供述は、そのように犯人として疑われていた状態の後に出てきたものなのであって、かかる供述出現状況は、その後に出現する“竹内を見た”旨の供述の信用性に対して重大な疑義を生じさせるものであるといえる。

3 M 証言が信用できないことについての補足

弁護人は再審請求書（36～39 頁）において、M 証言が信用できない理由について、特に目撃の環境の観点から、

- ・ 目撃当時の明るさが真っ暗であった可能性があること、
- ・ M と被目撃者との距離が5メートルもあったこと、
- ・ 目撃した角度が正面ではなかったこと、
- ・ 目撃時間が数秒に過ぎないこと、

を述べ、また

- ・ M が電車を降りた後帰宅するまでの間に多くの人物を見たであろうにも拘わらず、そのうち竹内らしい人物のみ選択的に記憶して叔父と「竹内君にあったので、まさか」と話し合ったという供述が内容において不自然であること、
- を指摘したが、さらに1点補足する。

即ち、仮に M が三鷹電車区正門付近で竹内を目撃していたのであれば、他にも竹内を目撃した者がいて何らおかしくないのにそういった人物がいないことの不自然性である。

M が竹内らしき者を目撃したのは三鷹電車区正門であるところ、その場所であれば、この日は盆踊りの日でもあったことから多くの他の国鉄関係者もこの場所を通っていたことが推測される。そしてそれら国鉄関係者であれば、仮にその場を竹内が通っていたのなら、多くの者がそれを竹内と認識・識別した筈である。しかるに他の国鉄関係者においてこの場で竹内を認識・識別したと供述している者はいない。この場で竹内を見たと言っているのは M のみなのであり、かような M 証言は特異なものとして到底信用できないというべきである。

第5 自白の任意性関係

1 検察官意見書「第5 竹内の自白の任意性関係」1（検察官意見書14～15頁）について

検察官は、「三鷹事件再審理由補足書」上・下（新証拠番号4）につき、これは竹内の主張であって「証拠」といえるか疑問である上、確定審においても否認していた時期があり、なすべき主張は尽くした上で結審しているため、新規性はないと主張する（検察官意見書14～15頁）。

しかし、竹内は最高裁で確定するまで取調べにつき法廷で具体的にその実態を供述したことはなく、死刑判決を下されて初めて、事件の責任を引き受けるといった自分の考えが間違っていたことに気がつき、“本当のことを書いて送るように”との布施弁護士からのアドバイスを受け、その中で取調べの実態を思い出し、手紙にして書き送ったのである（弁護士提出の新証拠28番「報告書」およびそこに添付されている竹内と布施弁護士の往復書簡7通）。

つまり、「三鷹再審理由補足書」上・下は、再審を請求した後に、竹内がその手紙のやり取りなどを基に作成したものであるが、裁判所との関係では、自白の経緯を初めて明確に記載して提出した新証拠である。また、取調べの実態など自分が体験した事実を明らかにしたものであって竹内の単なる主張ではない。

よって検察官の主張は失当である。

2 同2（検察官意見書15頁）について

(1) 検察官はここで、新証拠番号5の1、5の2、6及び7の新聞記事及びハガキにつき、確定審段階で公にされているかまたは竹内が手にしていたものであって新規性はないと主張する。

しかし、「第2 証拠の新規性について」で述べた通り、証拠の新規性は、裁判所における証拠の未判断資料性を言うのであって、上記各証拠は裁判所によって未だ何の判断もされていない以上、新規性があることは明らかである。

(2) 続いて検察官は、縷々述べてこれらの新証拠についての明白性を否定しているが、

個別の新証拠毎に明白性を論じることが誤っていることも既に「第1 証拠開示について」の2) で述べたとおりである。

3 同3 (検察官意見書 15~20 頁) について

- (1) ここで検察官は、竹内の自白に任意性・信用性が認められる事情として、
- ① 取調の担当検事である平山検事及び神崎検事が証人として公判で証言した上で、一審判決は、竹内の自白の任意性・信用性を認めている
 - ② 検察官からの脅迫等の有無につき、一審判決が、「検事田中良人、平山長、富田康次の当公判廷における各供述、当裁判所の昭和二十五年五月一日付検事調書（府中刑務所の検証関係）の記載を総合すれば、本件取調に当たった検事及び府中刑務所関係官が被告人らに対し拷問、脅迫を加えた事実を求めることはできない。その他拷問、脅迫を立証する証左は毫も存しない」と判断している、旨述べる（15 頁）。

しかしそもそも自白の任意性を疑わせる事情は拷問、脅迫に限られず利益誘導や詐言等も含まれるうえ、本件では、一審の審理の冒頭から、各被告人らが口々に取調べにおける脅迫や利益誘導の実態を具体的かつ克明に供述しているのであって、検察官の上記の証言があったからといって、竹内その他の被告人に対する取調べに違法な点が無かったとは到底いえない。

取調べにおいて検察官から受けた脅迫等につき本件の被告人らは公判において例えば以下の通り述べている。

i 外山

外山は取調べにおいて検事から

「お前検察庁に喧嘩を売るつもりか。よし、喧嘩を売るつもりなら皆でかかって来い。さらば俺たちは暴力は振るわん。しかし法律の力で必ず殺してみせる。」

「かの平沢の家族の如く八千万の国民から爪弾きをせられて、しかも石をぶつけられ、しかも家主からは立ち退きを命ぜられ、子供は学校にも行けないであろう。」

「無期は七年までは減刑になる。この間においてお前達は刑が決められ、而も三

分の一の仮出獄の制度によって近き将来また社会において活躍するであろう」(第1回公判調書・活字版25頁)

「お前は若いのだ。全ていえば四、五年で出される。」(第2回公判調書・活字版173頁)

等と言われた旨述べ、恫喝・威迫・利益誘導によって自白を迫られたことを具体的に述べている。

ii 田代

田代は、取調検察官から、

- ・(否認をしていると)「死刑だ。無期だ。」とおどかされた
- ・大きな声で怒鳴り散らされた
- ・取調室において机をひっぱたきながら自白を迫られた

旨述べている(第1回公判調書・活字版26～27頁)。

また被告事件に対する陳述の機会にも、

「だんだん怒号は高まり、そして死刑だ、無期だとおどかされた。」

「お前はこれをいえばとにかくずっと罪が軽くなるのだ。」

「お前はこれを言わねばもう首謀者だ。もう極刑だからな。」

「他の者はみんな自白してしまっている。」

「お前は涙まで流してウソを言うのか。冷酷無情な男だな。」

等と、恫喝・利益誘導・偽計・人格否定等によって揺さぶり自白をせまられたことを述べている(第3回公判調書・活字版30～33頁)。

iii 宮原

宮原は、8月23日に起訴された後も検察官から

「自白をすれば無期になるのを七年にしてやる。世に出られるようにしてやる。」

「白状すれば無期が七年になり、七年が三年半になって社会に出られる。」

等の利益誘導をされたと述べている(第1回公判調書・活字版28頁)。

また被告事件に対する陳述の機会においても、起訴後になおも検察官が取調べを実施して

「犠牲者にすまないと思わないのか。」

「お前も一緒にやったのだろう。」

と自白を迫られた旨を述べている（第3回公判調書41～42頁）。

iv 先崎

先崎は、検察官から

「俺たちはもうお前が犯罪を犯したものと断定して逮捕している。」

「お前が今さら言わなくとも、証拠は全部揃っている。」

「すっかり何から何まで思い切って話せば、釈放してやる。」

と、偽計・利益誘導をされたことを述べている。（第1回公判調書・活字版30頁）。

また被告事件に対する陳述の機会においても、否認をしている先崎に対し検察官が

「お前がそうやっている間に、お前の罪はどんどん重くなっていく。毎日五十何人という捜査班の人間が無駄飯を食っているのではない。こうやっている中に、病人で言えば病勢がどんどんひどくなって、このままほっておけば死んでいく。」

「お前はこのままでいけば、断崖を一人とぼとぼ暗がり歩いていく。それがもう数歩で千仞の谷に真っ逆さまに落ちていく。それをそっちにいっちゃあいけないといって救いの手を伸べるのが検事だ。何もかも信用して俺の言う通りにしろ。」

等と述べて威迫・利益誘導により自白を迫られた旨を述べている（第3回公判調書・活字版71頁）。

v 飯田

飯田は、検察官から、

「もう傍証が固まっておって、お前が何を言おうとももう駄目なんだ。もう容疑でなくて確定しているのだ。やらないと言っても共同正犯だ。共同正犯は無期又は死刑だ。」

と恫喝して自白を迫られた旨述べている（第1回公判調書・活字版65頁）。

vi 清水

清水は、横谷が自白をした8月15日以降、取調べがひどくなった旨述べ、

「お前の言っていることは全部嘘だ。」

「お前は人間ではない。お前はけだものだ。」

等と人格を否定することを言われたり、また、

「お前の仲間が自供しているということは事実だ。お前がやったということを言っているのだぞ。」

「これだけの証拠が出ているから、お前は不利なんだ。」

「お前が自供すれば情状酌量される。瀕すれば不利だ。否認して行けば罪は重くなる。」

等と述べて自白を迫られたことを述べている（同・活字版68～72頁）。

清水はまた、取調べが6時間から10時間の長きに亘ったことも述べており（第2回公判調書・活字版164頁）、更に、横谷の自白以後、

「この会議ではお前がいったということをいっている者があるぞ。」

等とあたかも証拠があるかのようなことを述べて自白を迫ったうえ、

「こういう証拠が出ているから抜き差しならない状態にあるのだ。自供を認めろ。…悪いようにはしない。」

等と述べて利益誘導をしたことなどを克明に述べている。

vii 横谷

横谷は、取調べにおいて

「お前は頭がいいから覚えておる。それを言えないだけだ。計画してやっておるからそれが言えないのだ。それが言える時期があろう。もしやってないという証拠にはこれを七月の初めから逮捕になるまではっきり言え。」

等と不可能を強いて自白を迫られたことを述べている（同83頁）。

特に横谷の話は細かいため、裁判長からもっと結論を端的に述べるよう注意される一幕もあったが（同84頁）、それでも横谷の詳細な陳述は止まらず、検察官から

「お前のお袋は、今にも死ぬんだ。」

「お前がこうやっている間にも両親は死んで行くんだ。やっておるんだから早くこれを言え。これをお前黙っていたんでは証拠によって、これは認定されて、簡単にお前達が死刑か無期になってしまうのだから。いけば法には、情状酌量ということがあって、それによって酌量されるんだ。そうすれば親にも会えるんだ。」

と、両親の病気を威迫の種にして自白を迫られた状況を克明に述べている（同 84～85 頁）。

そして検察官による利益誘導として

「この結果でいくと死刑か無期だ。しかし情状酌量をすると、結果でいくよりも得だ。この得を見なければならぬ。それによればまあ一年か二年勤めれば終わるんだ。」

と言われた旨を述べている（同 87 頁）。

また起訴状に対する意見の際にも、

取調べが連日朝の 8～9 時から夜の 8～12 時まで 10～13 時間続いたことを述べ（第 3 回公判調書・活字版 2 頁）、また、検察官から言われた内容として

「そうやっていつまでも君がいたら、だんだん君の疑いは濃くなる。君一人がやったことにされてしまうのだ。外の者は自分のことは悪く言わないけれども『横谷がこうやっている。あの男はおっちょこちょいで人が好いから、やれといわれると何でもやった』と言っている者もいるんだ。お前はそんなこと分かっているのか。」（同 4 頁）

という恫喝や

「三鷹事件についてどうしても言いたくないということは分かるけれども、それでは君らがみんな死刑になってしまう。それでは検事としての責任が果たせない。それであるから検事はどうしても君らに自白をさせなければならないのだ。」（同 8 頁）

という利益誘導の実態を明らかにしている。

横谷が自白を迫られた経過については、この第 3 回公判の被告事件に対する陳述（同 20 頁まで）において克明に述べられている。

viii 伊藤

伊藤は、横谷が自白をした8月15日以降の取調べの状況について述べ、「お前は抜き差しならない証拠がみつかった。お前はとにかくいわなければ助からないぞ。」

「とにかくお前の胸にきいてみろ。とにかくこの刑は死刑と無期しかないんだ。お前はいわなければ全部しょっちゃんぞ。」

等と述べて自白を迫り、伊藤がそれに屈した後、検察官から言われる通りに供述していったことを具体的に明らかにしている（第3回公判調書49～51頁）。

ix 喜屋武

喜屋武は、検察官から連日の取調べによって

- ・ 猛烈な声で怒鳴られたこと
- ・ 「君は責任者だから罪が重いよ」と脅かされたこと、
- ・ 終始検察官が作文した調書を認めるよう迫られたこと

等を克明に述べている（第3回公判調書63～65頁）。

そして竹内自身もまた、取調べの実態につき「三鷹再審理由補足書」上・下（新証拠番号4）のさまざまな箇所具体的に述べており、その内容は他の被告人らとほとんど同じである。

しかるに一審判決は、自白をした伊藤・横谷・竹内のうち、前2者についてはその自白を「全然真実に反する虚構のもの」と断じたのに、竹内の自白については任意性・信用性を肯定しているのであり、これは、経験則上明らかに認定を誤ったものといわざるを得ない。

- (2) 次に検察官は、竹内の自白中、映画館で三鷹事件のニュースを見たくだりの部分を捉え、迫真性があるといい、恰もそのことをもって自白に任意性・信用性があるかの如く言う（16頁）。

そもそも自白内容の“迫真性”なるものをもって自白の任意性・信用性を判断すること自体科学的な態度とはいえずこれまで多くの誤判を生んできた元凶であるが、それはともかく、三鷹事件のニュース映像で全身から血のひく思いをするなどということ

は誰でも思いつくことであり、この程度の供述があるからといって“迫真性”なるものを肯定し、自白の任意性・信用性を肯定しようなどという検察官の論理は、あまりにも粗雑で安易である。

また検察官は、竹内の自白中の

- ・ 子どもの将来を妻に頼もうと思った
- ・ 自分が自白したとの記事が新聞に載ったら妻が落胆し自殺するのではないかと心配している

旨の供述につき、「およそ強制して録取できる内容ではない」などと述べ、このことをもって自白に任意性・信用性があるかの如く言う（16頁）。

しかし、この供述はむしろ、一家の主の心境としてありきたりの供述なのであって、供述を録取した捜査官でも簡単に思いつくことである。

(3) 続いて検察官は、第1回公判期日で竹内が、取調担当の検察官の立ち会いを求めたことをもって脅迫的な取調べはなかったという（16～17頁）。

しかし、第1回公判期日は、竹内が自白をしている期間中のことである。竹内の供述の変遷の経緯とその理由については再審請求書（42～51頁）で詳しく述べたが、このときの竹内は、自身が否認をしても、既になされている他の被疑者の自白によって自身も有罪にされてしまうとの絶望感から自白をしていたのであり、このような時期に捜査官に迎合するが如き前記のような供述がなされているからといって、脅迫的な取調べがなかったことには全くなならない。

(4) 更に検察官は、第13回公判における被告人の供述につき、縷々述べて自白の任意性・信用性を肯定しようとするが、いずれも全く合理性がない。

ア 第一に検察官は、本件の電車を選択した理由として被告人が“愛着のない63型を選択した”旨述べている点につき、「自分の心情を赤裸々に述べている」などという（17頁）。しかしこの供述は、別に赤裸々でもなんでもなく、ただのどってつけたような理屈に過ぎない。一旦捜査官に迎合する心情に至った被疑者・被告人は、このように自身の思いつく範囲で質問に対する回答を考えるようになるのであり、このようにどってつけたようなありがちな供述はむしろ、自白の任意性・信用性を否定

する方向に働く事情であるとさえいえる。

イ 第二に検察官は、“電車の下に潜った時、危険なのでヘッドライトをつければよかったです”旨の供述につき、実際に体験した者でなければ思いつかないと言う（17頁）。

しかし、この程度の供述はやはり、一旦捜査官に迎合する心情に至った者が自身の思いつく範囲で供述をひねり出したものであるといわざるを得ない。

ウ 第三に検察官は、“隣人愛から組合活動をやっていた”“軽はずみになされたので、慙愧に堪えない、断腸の思いである”旨の供述につき、「率直に悔恨の念を吐露している」と言う（17頁）。

しかし、この程度の誰でも思いつくような心象描写を、自白をしている期間中の竹内の供述からいくら引っ張り出しても、自白の任意性・信用性を肯定できる事情たりえないというべきである。

エ 第四に検察官は、竹内が“犯罪者の心理”なるものに言及している部分を捉え、自白は竹内が率直に自己の犯行を認めているものだと言う（18頁）。

検察官はごく一部の供述を取り出してこのように言うが、第13回～第14回の竹内の供述を通読すれば、竹内が、明らかに混乱・迷走していることがはっきりと分かる。

竹内は、

「検事にいろいろ迎合して述べてきましたから、自分自身でもどんなことか分からない」（13回公判・活字版14頁）

と述べた後、

問「自分自身でもほんとうのことが分からないというのか。」

答「そうです。」

と答え、その後裁判官から何度も、単独犯行を認めるのかを問われても、

「頭が混乱している」

「現在はっきり答えられません」

「はっきりしません」

「記憶ありません」

「やっつらしい気もするし、そうでない気もするから。」

「余り前の取調が頭にこびりついて…。その通りいってしまいます。」

等と述べているのである。

これは、検察官が言うように「率直に自己の犯行を認め」ている状態とはほど遠く、むしろ捜査官による脅迫等の影響によって竹内が明らかに混乱していることを示しているのであって、むしろこの公判供述は、自白の任意性・信用性が否定される方向に働くものである。

オ 第五に検察官は、第 54 回公判における竹内の意見陳述を取り出して自白の任意性・信用性を肯定しようとする（18～19 頁）。

この第 54 回の陳述は、竹内が否認から単独自白への転向を明らかにしたときの供述であるが、竹内の一連の供述の変遷を無視して竹内が事実を認めている供述・陳述のみを取り出しても全く意味がない。

再審請求書（47 頁以下）で述べたとおり、この転向は、

- ・ 懸命に否認して戦っている竹内を尻目に、第 38 回公判で肝心の弁護人今野が、他の被告人の防御のために弁護人作成の竹内の自白調書を証拠提出しようとした
 - ・ その後、正木弁護人から“否認していると死刑になる可能性がある”“死刑を免れるには自白をした方がよい”とアドバイスされた
 - ・ その後の第 50 回公判で死刑の求刑を受けた
- という一連の流れの末のことなのである。

このときの竹内は、命の危険までを弁護人から示唆されることによって完全に自由意思を喪失し、かつ、そこから逃れる方法として自白を勧められたことにより、最も信頼を寄せていた弁護人から、威迫と利益誘導をなされていたわけである。

しかもその後の第 50 回公判では、現に竹内の目の前で死刑の求刑がなされており、竹内は、自身の命の危険を極めて具体性・切迫性のあるものとして感じていたのである。

第 54 回の竹内の陳述は、こういう状況下でなされたものであることが銘記されなければならない、犯行を認める趣旨の片言隻句をかき集めても真相は全く明らかになら

ない。

(5) 最後の(6)で検察官は、竹内が、自白をしつつも

M の目撃供述を否定していること

コントローラー・ハンドルを固定した物を紙紐ではなく麻紐だと述べていること、
をもって、

「竹内が検察官に迎合することなく、真相を供述していたことを示している。」

と述べ、もって自白に任意性・信用性があるかの如く言う（19～20 頁）。

しかしこれは、検察官の主張として背理である。検察側の立証と竹内の自白とが一致しないということはむしろ検察側の証拠の信用性が減殺される事情である筈である。

即ち、検察側は竹内を目撃したという M 証言を根拠として竹内の犯人性を主張しているところ、竹内は、自白をしていた時期でさえ M と会ったことを否定している。かように唯一の目撃証言である M 証言が自白と符合していないことは、M 証言に信用性がないこと、及び自白に補強証拠がないことを示すにほかならない。

また、検察官はコントローラー・ハンドルを固定した物として紙紐を証拠提出しているところ、竹内は、自白をしていた時期でさえ紙紐は用いていないと供述しているのであり、これは、本件暴走事故の実行行為を示す唯一と言ってもよい物証が自白と符合していないことになるのであって、これもまた、紙紐が本件暴走事故の証拠として関連性がないこと、及び自白に補強証拠がないことを示している。

検察官は、かように検察側の立証と竹内の自白とが一致していないにも拘わらず、却ってそのことをもって竹内の自白が「真相を供述」していると言うが、これは明らかに背理である。

第6 自白の信用性について（自白と他の証拠との矛盾）

本項では、竹内の自白に信用性がないことを改めて論じる。

本件は竹内の単独犯行とされているところ、本件の暴走電車に関する次のような証拠関係に照らせば単独犯行でないことは明らかであり、よって、竹内の自白に信用性を認めることはできない。

1 パンタグラフについては、すでに詳しく述べた通り、暴走中に先頭車両だけでなく2両目のパンタグラフが上がっていたことは新証拠で証明されているが、1両目の運転席で竹内が自白したような方法で電車を発進させても2両目のパンタグラフが上がることはない。

つまり、2両目のパンタグラフを上げるには2両目の運転席で操作をする必要がある（なお、念のため説明を加えると、2両目のパンタグラフを操作する紐が固定されていることを理由に2両目のパンタグラフが上がっていなかったとする検察側の主張は間違いである。紐を固定したままパンタグラフを上下させることは物理的に可能なのである。紐を固定させていたのは、運転中に紐が電車のゆれで前後左右に動かないようにするためであり、紐は、固定したままでも簡単に引いて上下させることができる構造になっていたのである。）。

竹内の自白はこの点で客観的な事実と矛盾するのであり、この点のみをもってしても竹内の自白に信用性がないことは明らかである。

2 暴走電車の最後尾の車輛の尾灯が点燈していたことは、三鷹駅構内で暴走電車に気がついた多くの駅員が目撃しており、このたび検察官から開示された新証拠にもそのことが明記されている（16番・Cの検察官に対する供述調書）とおりである。

尾灯が点燈しているということは、最高尾の車輛の運転席で何ものかが操作したからであって、竹内の自白にはそのことに全く触れていないばかりか、時間的に単独でできることではない。その点でも竹内自白には信用性が存在しないことは明らかである。

3 本件事故直前に、三鷹駅前派出所に電車による重大事故が発生するとの予告の電

話があったことは、弁護側提出の「朝日新聞」(新証拠 24 の 1) でも報じられていたが、派出所に勤務していた 3 人の警察官も法廷で明確に証言している。また、事故の予告について警察内部だけでなく、国鉄八王子管理部などでも取りざたされていたことは、法廷で証言されている。

他方、確定判決によれば、竹内がその夜になってから突然に思い立って本件犯行に及んだとされている。

しかし、竹内がその夜に思い立って本件犯行に及んだという事実と犯行予告の存在とは符合しないし、仮に犯行予告と竹内の犯行はそれぞれ別個独立のことだと仮定したとすると、予告された事件の日と竹内が思い立った日が一致することは、偶然にしては話ができすぎている。そのような偶然が現実には生じることはありえないというのがわれわれの経験則であると言ってよいであろう。

むしろ、予告電話があつて現実に事故が発生したということは、真犯人が他にいたと考えるのが合理的であり、そのことを無視して竹内の自白に信用性を認めることは、自白の信用性の判断を誤っているといわざるを得ない。

4 竹内の自白では、電車が動き出す前に運転席から降りたことになっているが、暴走する電車の車内を走っている者を目撃したものがいることは弁護側が提出した新証拠 (24 の 4 「朝日新聞」写し) に詳細に記載されているとおりである。

竹内の単独犯行ないしは共同犯行のいずれの自白調書にも矛盾するこうした客観的な事実を無視し、竹内の自白の任意性・信用性を認定するのは間違いである。

5 竹内の自白では、コントローラーの鍵は、構内に落ちていた針金を使用したことになっている。

しかし、第一次再審請求の際に提出された口述書などによれば、構内にそのような針金は落ちていないことや、仮に落ちていても暗がりで見つけることは不可能であるとされており、この点でも竹内の自白は客観的な事実と矛盾するといえる。

6 弁護人は暴走電車の運転席から指紋が検出されたとする「朝日新聞」の記事を新証拠として提出した (24 の 7) が、本件の捜査において真犯人を特定するために、その指紋の照合は、当然に行なわれたことと思われる。

竹内の自白の内容からすれば竹内の指紋は当然に検出される筈であり、よってその指紋の照合の結果は“竹内犯人説”の極めて有力な証拠の筈である。

ところが当時の検察官はその証拠を申請しておらず、ということは指紋照合の結果、竹内の指紋が検出されなかったことが推測される。

竹内の指紋が検出されなかったという事実は、明らかに竹内の自白と矛盾するものといえる。

7 一審判決は「電車事故を起こしてストライキの状態を作ろうと決意し」「初め自宅を出るときは、入庫中の電車の貫通制動管ホースを切断して入庫中の電車を動かさすことができないようにしようと考え、ナイフを所持して車庫の七、八番線付近まで来たが、余りにも多くの電車が入庫していたため、貫通制動管ホースをことごとく切断することは容易でないことに気づき」と認定し、竹内の自白にもそれにそった供述が存在する。

しかし、入庫中の電車の貫通制動管ホースを切断して入庫中の電車を動かすことができないようにしようというのであれば、入庫している電車の貫通制動管ホースをことごとく切断する必要など全くない。そのうえ、所持したナイフをその後どうしたか、竹内の自白には全く言及がない。

このことは上記の思い付きが現実的でないことを示しているうえ、ナイフを所持して自宅を出たということもなかったことを示しており、その点でも竹内の自白には信用性がないといえる。

8 再審請求書 42 頁以下で竹内の供述の変遷の過程をまとめたとおり、竹内は 1949（昭和 24）年 8 月 20 日に単独犯行の自白をした。この当初の自白の際には、竹内の帰宅経路は、唯一の目撃証人とされる M と出会うようなルートではなかった。即ち、同日の自白では、1 番線で細工をした後、自宅に向かって駆け足で最短のルートを通ったような供述となっていた。

ところが、翌 21 日の検察官調書では、
「一番線電車運転台から飛降り自宅に戻る際の帰途の順路を次のように訂正願います。」

との出だしの下に

「十四番線ストップの所からグラウンド脇を通り、武蔵境へ通ずる道路を通過して自宅に帰ったのです。」

とされ、迂回して M と出会うようになるルートに変えられている。

列車に細工した後自宅に帰る経路は、実行行為に密接に関連する部分であり記憶に留まりやすい事項であって、単なる記憶違いによってかような事柄が変遷する事態は考えられない。

即ちこれは、M 証言に符合するように捜査機関によって供述を変遷させられたと考えられるのであり、変遷後の自白は到底信用できない。

それでは変遷前の自白はどうかというと、苦渋の決断で最初の単独犯行自白に至った経緯は再審請求書 42～43 頁で述べたとおりであるし、また、この最初の自白では、竹内を目撃したという唯一の目撃証言である M 証言と符合しない。よって変遷前の自白にも信用性があるとは到底いえない。

9 その他

(1) 犯行態様に関する竹内の自白は、紐を用いてコントローラーを縛ったというものであるが、この態様は、弁護側が提出した新証拠（24 の 5 「読売新聞」の写し）の通り、竹内がそのような操作方法を自白する 1 か月も前に大きく写真で報道されているものである。

竹内自身がこの写真を見てそうした方法でコントローラーを固定したと考えて自白したのか、捜査官がこれにヒントを得て誘導したかは定かでないが、実際にはコントローラーは暗い中で紐などを使って縛らなくても、釘や針金などがあれば簡単に固定することができるのである。

(2) また、竹内の自白には、構内に落ちていた紐と針金を拾って運転席に上がり、コントローラーを紐で縛ろうとしたが、押し戻す力のために、紐で結んだが、3 ノッチから 2 ノッチの中間に戻ってしまったなどという供述もある。

これは、いかにも体験したかのような内容であるが、電車が動き出したときに振動で紐が切れたり結び目が解けたりしたら電車はその時点で加速することができず所期

の目的を遂げられないことになるので、真犯人であれば紐などを利用しないと考えるのが合理的である。

(3) 最大の問題は、犯行に使われたとされる紙紐にはコイル巻きと言われる形状の大きな結び目が存在しているのに、自白ではこれについて全く供述がないことである。

この点について竹内は、「三鷹再審理由補足書」上・下（新証拠番号4）でそのような結び方を自分は知らないことを強調しているが、そもそも竹内の自白内容からはコントローラーを紐で結んだ際、そのような結び方ができるはずがない。その一つをとらえても竹内の自白に信用性がないことは明らかである。

第7 停電の時間に関する竹内の供述内容

1 竹内の自白調書の内容

竹内の自白調書には停電の時間について供述の変遷や客観的事実と一致しない内容が含まれている。

竹内の自白調書のうち、停電の時間に関する部分を以下抜粋する。

(1) 8月20日 平山検事に対する供述調書

「真相を申し上げます。」

「そして其の儘帰り途は駆足で来ましたが、その1番線の電車が動き出す音は聞こえませんでした。そして其の間8番線の辺り迄来た時1回振り返って1番線の法を見ましたが、未だ発車して居なかった様な気がします。そして自宅に帰りましたが、湯谷場附近に来た時パット停電しましたが、それがどこで点灯したかハッキリシタ記憶はありません。しかし、この停電はほんの僅かで直ぐ点灯したようでありましたが、自宅に入ってから又消えました。その際この停電が如何なる理由で生じたのかも別に氣にとめませんでした。」

(2) 8月21日 平山検事に対する供述調書

「発車装置を済ませて運転台を飛び降りてから家に帰り着くまでの時間は約5、6分間と思います。家に帰り着いてから直ぐ作業服を脱ぎ下駄履きになって電車区浴場に参りましたが、電車区事務室の掲示板の所に来た際又停電した事は従来申したとおりです。」

(3) 8月21日 平山検事に対する供述調書 その2

「背の高い若い男の人に出会った事を思い出したからです。私とその男と行き会った地点は紙片中×点で記した地点です。従って昨日申した帰りの道順は誤りであることが分かったので訂正致します。

このように運転場脇から出た私の気持ちも再び電車区内の電車区事務室付近を通じて帰ったのでは、この頃構内或いは検修の方から出てくる姿を見つけれられては怪しまれると思ったからであります。

尚、この順路で帰る途中停電したと思われる地点は先ほどの紙片の×点の附近であ

ったと思います。」

(4) 9月5日 平山検事に対する供述調書

「(八) そして急に午後9時ころ、確か妻は便所に行って居る間、私一人で出掛けたのです。

(九) そして約17、8分程して、1番線の63型電車を発車装置にして、家に帰りましたが、妻は4畳半に居たように思います。

(十) 一番線から汗びっしょりになって帰宅した私は、直ぐそれまで腕捲りにして着て居た青色の作業衣を脱ぎ、下駄に置き替え、上半身裸となって電車区浴場に参りました。

其の途中、電車区事務室横から入り、同室掲示板を見た時停電しました。

(十一) 其処で私は直ぐ其の停電中浴場に入りましたが、浴場に来てから5分程したと思われるころ、電気がつき、丁度居合わせた D と会いました。」

2 自白調書における1回目、2回目の停電の時間

前記8月20日付の検察官に対する供述調書では、自宅に入る直前に湯谷場付近で1回目の停電があり、自宅に入って2回目の停電があったことになっている。一方8月21日付の検察官に対する供述調書(その2)では、自宅に帰る途中(グランド脇を通過して武蔵境へ通ずる道路に出ですぐ)で停電があったということになっていて、1回目、2回目の停電の時間について供述に変遷がある。

犯人ならば停電と事故を結びつけて考えるはずであって、停電の時期やその時の自分の場所は記憶に残るはずである。

このように犯人であれば記憶に残るはずの事実について供述の変遷があり、供述の変遷について合理的な理由がないことは、供述の信用性を減殺させるものである。

3 自白調書における3回目の停電の時期

竹内は自白調書において、3回目の停電の時期について、
「家に帰り着いてから直ぐ作業服を脱ぎ下駄履きになって電車区浴場に参りましたが、

電車区事務室の掲示板の所に来た際又停電した事は従来申したとおりです。」(8月21日付供述調書)

「一番線から汗びっしょりになって帰宅した私は、直ぐそれまで腕捲りにして着て居た青色の作業衣を脱ぎ、下駄に穿き替え、上半身裸となって電車区浴場に参りました。」(9月5日付供述調書)と述べている。

ここでは、家に帰ったあと直ぐに着替えて浴場に行ったことになっている。どちらの供述調書にも「直ぐ」という言葉が記されているのが特徴的である。

上記自白では、犯行に関連して汗びっしょりかいて、そのために上半身裸になって直ぐに風呂に行ったと述べており、犯行を犯した事実と直ぐに風呂に行ったことが結び付けられている。

一方「三鷹事件停電状況図解」(検察官提出証拠番号69)によれば、竹内が述べている1回目、2回目の停電は9時23分、3回目の停電は9時58分である。

同図の電灯高圧の三鷹電車区構内の所を見ると、9時23分に17秒、10秒、9秒と断続的に3回の停電があったこと、その後配電して、9時58分から10時5分まで停電して、その後はずっと配電状況にあったことが分かる。

竹内の述べている1回目、2回目の停電は、この9時23分に断続して起きた3回の停電のことであり、竹内の述べている3回目の停電は9時58分から10時5分までの停電のことである。なお竹内は3回目の停電のあと、暗い状態で浴場に行き、湯船に入っている時に電気がついたと述べているが、これは9時58分から10時5分まで停電があつて、その後は配電状況になった事実と整合している。

したがって自白調書に記されているとおり、竹内が犯行後に自宅から帰ったあと、直ぐに着替えて浴場に向かったとすると、遅くとも掲示板の所に9時30分頃には到着してそこで停電になったことになり、これは9時58分に3回目の停電があつたという客観的事実と矛盾している。

このように停電の時間という犯行と密接に関連する事実が客観的事実と矛盾していることは自白調書の信用性を減殺させるものである。

4 竹内の否認段階の供述調書の検討

次に停電の時間について、竹内の否認段階の供述調書の内容を検討する。

(1) 供述調書の内容

以下、停電の時間に関する部分を抜粋する。

ア 24年8月3日 田中検事に対する供述調書

「1時間と少し経った頃と思います。或は午後9時頃かもしれません。電灯が消えました。3回くらい短く消えて直ぐ点きました。家内は家に居ました。

家を出る時は電灯は点いていましたが、電車区事務室前の掲示板を見始めた時に電灯が消えて真暗になりました。暗い中を浴場に入ったのですが、～体を洗い始めた時に電灯が点きました。この時の停電は2、3分から5、6分のように思います。～Dに会いました。」

イ 8月8日 平山検事に対する供述調書

「『時代松』を読んで居る中9時頃と思いますが突然電灯が消えましたが～この2回目の停電後3、4分後の私が台所から出て、電車区の事務室前の掲示板の所迄来た際、付近構内が停電しました。～そして停電中を風呂場に行き湯船に入った後、電気が付いたのですが、この停電期間は右の様に5、6分でありました。」

ウ 8月9日 平山検事に対する供述調書

「結局、良く考えて見た結果、私が湯船に入った所電気がつきDと話したのだと思います。」

エ 8月13日 平山検事に対する供述調書

「午後7時前頃自宅に帰り夕食後新聞等を読みこの間2回程僅かな停電がありました。電車区の浴場に行き、其の後散歩に出ました。」

オ 8月18日

「午後7時頃自宅に帰り、外へは1回も出ず食事後ずっと自宅で新聞小説等を読み、停電後電車区浴場に出かけ其の後妻と2人だけで散歩に出たのです。」

(2) 検討

ア 既に述べたとおり竹内が犯人ならば停電と事故を結びつけて考えるはずであって、

停電の時期は記憶に残るはずである。一方無実のものであれば、停電の時期については特別に記憶に残ることがらではない。

イ 否認段階の竹内の供述調書（8月8日）は要旨、以下のようになっている。

1回目の停電 自宅

2回目の停電 自宅

3回目の停電 自宅を出たあと浴場に向かう途中、掲示板のところで停電になり、この後、暗い状態のまま風呂に入って、風呂に入っている間に電気がついた。

竹内は、8月8日付の供述調書でこの2回目の停電と3回目の停電の間隔について、3～4分+自宅から掲示板までの時間と述べている。

ウ このように竹内の供述は、否認段階においても、2回目の停電と3回目の停電の時間間隔が、停電の時間についての客観的事実（検察官提出証拠番号69、三鷹事件停電状況図解）と整合していない。

しかしここでは自白調書に見られるように、停電の後で直ぐに風呂に出たという趣旨の供述はない。事件発生が7月15日、供述調書の作成が8月8日であり、時間が経過していることから、記憶が曖昧になったと考えられる。このように停電の時間についての記憶が誤っているのは、無実のものであることを示している。自宅での短時間の停電という事実とその後風呂に行ったという行動が、日常生活の中で特に重要な意味を持たない一つの場面に過ぎないため、その時間的間隔が明確に記憶されなかったと考えられる。

一方犯人であれば、停電と事故を結びつけて考えるはずであって、停電の時期は記憶に残るはずである。したがって真犯人が否認供述をするならば、自宅で1、2回停電があつて、それから20分ぐらいしてから風呂に行くために家を出たところ、掲示板のところで3回目の停電があつたと供述すればよいだけである。

このように停電の時間についての竹内の記憶に誤りがある事実は、竹内が犯人でないことを示しているというべきである。

5 まとめ

以上のとおり、竹内の自白調書には、1回目と2回目の停電の時間について供述の変遷があり、3回目の停電の時間については客観的事実との不一致があるところ、犯人であれば、停電と事故を結びつけて考えるはずであって、停電の時間は記憶に残るはずであるから、これらの供述の変遷や観的事実との不一致は自白調書の信用性を減殺させると言うべきである。

一方竹内の否認段階の供述調書を見ると、竹内には3回目の停電の時間について記憶に誤りがあると認められ、停電の時間について竹内が正しく記憶していないのは、日常生活の中で特に重要な意味を持たない一つの場面に過ぎなかったためであり、竹内が無実のものであることを示しているというべきである。

第8 事故発生時に「手ブレーキ」がかけられていなかったこと

1 本件事故車両の第一車輛（最前部車両）と第七車輛（最後部車両）の運転台には、「手ブレーキ」が存在する。手ブレーキとは、自動車というサイドブレーキに相当するもので、通常は、車両が移動することを防止するため、入庫時に手ブレーキを掛け、出庫時にはそれを解除して発進する。

2 本件事故車両が三鷹駅の上り1番線の車止め付近に達したころの速度は、証人 E は時速65キロぐらい、証人 A は68キロと供述している。

3 手ブレーキが解除されないままの状態で行進した場合は、上記のような速度にはならないし、車輪とレール間に摩耗箇所ができるはずであるしかし、検証調書には次のとおり、そのような痕跡は記載されていない。

第一車輛 「(2)制動機構はいずれも破損している。(3)各車輪にスリップ状態を認めない。」(検証調書51頁)。

第二車輛 「(2)制動機構は屈曲折損している。(3)車輪にスリップ状態を認めない。」(検証調書61頁)

第三車輛 「(2)制動機構に異常はない。(3)各車輪にスリップの痕跡はない。」(検証調書64頁)

第四車輛 「主電動機、制動機構共に異常なく車輪にスリップの痕跡は認められない。」(検証調書93頁)

第五車輛 「制動機構に異常なく、各車輪にスリップの痕跡を認めない。」(検証調書75頁)

第六車輛 不明

第七車輛 「制動機構に異常なく、車輪にスリップの痕跡もない。」(検証調書87頁)

また、摩擦によって煙が出たり、火花が散るはずであるが、そのような目撃証言も存在しない。

4 この点について、最後に本件事故車両を運転し、三鷹駅構内に入庫した証人 F の尋問でもまったく言及されていない。しかし、昭和24年7月16日の朝日新聞には、F が「ブレーキをかけて降車した」というインタビュー記事が掲載されている（新証拠）。本件事故車両は、主幹制御機を動作し圧縮空気で車輪を停止させるブレーキと手ブレーキがあるが、主幹制御機を利用したブレーキは車両を減速又は停止させるために使用するものであるから、車両を降車する際にかけることはない。そうすると、降車の際にかけたブレーキとは手ブレーキ以外には考えられない。

5 竹内は、被告人質問においても、供述調書においても手ブレーキにはまったく言及しておらず、真犯人が本件事故車両の最後部車両の手ブレーキを解除して本件事故車両を発車させたものと考えられる。

第9 結論

以上のとおり、検察官が検察官意見書で主張する再審請求理由に対する反論は理由がなく、竹内の自白の任意性及び信用性は否定されるべきであり、竹内の単独犯行であるという確定判決の事実認定について合理的疑いが生じていることは明らかであるから、再審開始が決定されるべきである。

なお弁護人らは検察官から開示された証拠が、検察官の主張にとって支障にならない証拠だけを開示、提出するものであって、極めて不相当かつ不十分であると考えており、追って証拠開示に対する弁護人らの意見書を提出する予定である。

以 上